

# 著作権法47条における「小冊子」とは何か

西台 満

## The Meaning of "Brochure" in Article Forty-Seven of the Copyright-Act

Michiru NISHIDAI

Tokyo District Court gave a decision for the first time on the purpose of Copyright-Act § 47 on Oct. 6, 1989. According to it, a brochure or booklet published by the promotor of an art exhibition to explain the exhibits must not be worthy of appreciation. Because the booklet which is equivalent to an art book would damage author's profit based on his copyright.

But the decision seems to me to make too much of personal gain of author and neglect the public interests. Fine arts are common properties even if they are owned by private individuals. So, § 47 should be interpreted to enable the promotor to make the booklet so colorful and attractive as to invite as many people as possible to the exhibition.

---

### Key Words

copyright, right of exhibition, fine art, brochure or booklet

## 第1章 序論

美術及び写真の著作物については、著作者に「展示権」が認められている。「著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物を、これらの原作品により公に展示する権利を専有する」(著作権法25条一以後、法名を省略)。

とは言え、この25条は後ろの45条によって重大な修正を受けている。即ち「美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物

をその原作品により公に展示することができる」ので、著作者が自らの作品を他の誰かに売却した場合は、展示権も同時に売ったこととされてしまうのである。<sup>(1)</sup>

もちろん、売却ないし売買とは所有権を移転する法律行為なのであるが、美術の著作物に関してだけは（写真の著作物については、美術の著作物と全く同じ取扱いになるので、以後省略）、所有権は展示権を含む。この辺が、法律解釈学の難しいところである。

ただ、45条の存在によって25条は全く無意味になるかと言うと、そうでもなくて、わずかに例外が残る。それは、彫刻などの著作物を公園・街路などの屋外に恒常的に設置する場合である（45条2項）。この時だけは、所有者の一存で決めることができず、著作者の同意がいる。即ち、展示権を持つのは著作者である。他に、著作者がその作品を売却せず自分の手元に置いている場合も考え得るが、この場合は著作者が同時に所有者でもあるので、敢えて例外とするまでもないであろう。

そして展示権を持つ所有者には更に、観覧者用に作品を紹介する「小冊子」を発行する権利が与えられる。「美術の著作物の原作品により、第25条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者は、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子に、これらの著作物を掲載することができる」（47条）。

いわば、制限付きの「複製権」と言っても良いであろう。制限とは、（1）小冊子は、観覧者のために展示物を解説・紹介する目的のものでなければならない。この目的を逸脱すると21条の複製権侵害になる。（2）展示が「25条に規定する権利を侵害」しないこと。先に25条にはあまり意味がないと述べたが、屋外に恒常的に設置する場合を指すことになろう。

本稿は上記（1）、即ち如何なる小冊子が47条違反になるのか、解説・紹介目的を逸脱する小冊子とは、どのような印刷物か？ をテーマとする。

## 第2章 判例及び通説

このテーマを論ずるに当たって格好の素材を提供してくれているのが、東京地裁平成元年10月6日判決である。47条に関して出た初めての判決ということでインパクトの大きかったものなので、やや詳細に紹介することをお許し願いたい。

原告Xは、画家「藤田嗣治」の未亡人で、亡夫から著作権を相続した者である。被告Yは、昭和61年11月から62年3月まで、約5ヶ月間全国各地でフジタ展を開催し、その際、展示中の著作物を複製・掲載した印刷物（以後、単に印刷物と言う）を制作・販売した者である。内容は、展示作品に限られているとは言え、24センチ四方の厚手の表紙及び上

質紙を用いた、かなり豪華な装丁となっている。

Xが印刷物の制作・販売の差止め、原版・印刷物の廃棄、及び2800万円の損害賠償を求めて本件訴訟を提起したのに対して、東京地裁は金額を350万に減額した以外、すべてXの請求を認容したのである。

その理由は「観覧者のために著作物を解説・紹介するカタログ等は、観賞用として市場で取引される画集とは異なるのであって、著作物の解説を主とし、資料的要素の多いことが必要である。本件印刷物は、紙質・規格・複製形態等から見て、観賞用の書籍として市場で取引される価値を有する画集であり、47条に言う『小冊子』には当たらない」。

この判決に対する評釈がいくつか出ているが、いずれも判決を妥当としている。これら評釈には、Stereotypeとも称すべき共通点が見受けられる。それは何かと言えば、所有者には展示権、著作人には複製権、という単純・明快な区分である。

玉井によれば、45条1項によって「美術作品の展示には、所有者の許諾が必要にして十分だということになる（のであるから）、著作権法としては、複製による利用については著作権者、展示による利用については所有者というように、許諾の権能を振り分けていると見ることができる」<sup>(2)</sup>。

井上も、「美術の著作物の場合、視覚を通じた鑑賞がなされるが、これには①原作品による鑑賞と②複製物による鑑賞の二通りの態様がある。そこで法は、展示権と複製権とを著作権者に与え（たのであるが、別に45条1項を定めたのは）原作品の所有者は美術展等でこれを展示できるという慣行が確立されており、原作品の市場価格もこの慣行を所与の条件として決定されていることに鑑み、原作品の鑑賞に係る経済的利益については、著作権者ではなく、所有者に帰属させることにしたものである」<sup>(3)</sup>。

こういう理解を前提にすると、47条の「小冊子」の性格も自ずから決まってくる。「47条は、このような振分けに付随する一定の場合に適切な結果を得るべく、そこに若干の修正を加えたものと見ることができる。（観覧者への解説・紹介を目的とするのが）小冊子と表現されていることからすれば、許されているのは、所有者が展示により作品を利用する上でやむをえない範囲に限るとするのが素直な解釈であり、またそれが妥当だと考えられる。…（つまり）掲載された美術作品を鑑賞できるような体裁の書籍は、複製による作品の利用の形態にはかならないから、47条にいう『小冊子』には該らない」<sup>(4)</sup>。

もう少し利益分配という観点からの詳しい説明を求めるなら、「展示作品の鑑賞に対応する経済的利益を原作品所有者に帰属せしめるという45条の趣旨の適正な実現のためには、鑑賞の助けとなるような解説や紹介が可能であることが望ましい。展覧会で展示作品の適切な解説や紹介がなされると、観覧者はより深く作品を鑑賞することができ、観覧の意欲を増すことになるからである。そのためにはカタログ等を頒布することも必要となる

が、作品の解説または紹介という性質上、こうしたカタログには展示作品の複製を掲載せざるをえないという事情がある。他方、21条（によって著作権者には複製物の鑑賞に対応する経済的利益—複製権が与えられているのであるが）鑑賞性に欠け市場取引に値しないような複製の場合、著作権者の上の利益は実質的には損なわれることはないから、本来自由に複製を認めてもよいはずである。そこで…21条の例外として①所有者の側から見て、作品展示に係る利益の実質的確保のために必要である場合であって、②鑑賞性がなく、複製物の鑑賞に対応する著作権者の利益を実質的に損なう態様でないことを条件に、所有者による複製を認めることにしたのが47条である」。

そこで印刷物についての検討に移ると、掲載されているのが展示物に限られ、説明や資料が加えられている点に問題はないものの、「その体裁・複製形態・掲載された複製の枚数からして、鑑賞用として市場で取引されている画集と同程度の鑑賞性を備え（ていると認められ、この印刷物）を入手したエンドユーザーは画集を重ねて購入する意欲を失いかねず、複製物の鑑賞に対応する著作権者の経済的利益が実質的に害されるおそれがある」<sup>(5)</sup>。

確かに、複製に関係する経済的利益は著作権者に、展示に関係する利益は作品所有者に、と前提してしまえば、所有者が制作する小冊子は、著作権者の利益を害さない必要最小限でなければならない、との結論が出てくるのは当然であり、妥当でもある。しかし、そもそもそういう前提は正しいのか？ という疑問もあって然るべきである。何の根拠づけ、ないし検証もなしに、議論がそこから始まっている。

本来問い正されるべき疑問を疑問と意識することなく、あるいはそれと知りながら見て見ぬ振りをして素通りした付けは、別のところで別の形で請求される。それは何かと言えば、「鑑賞」である。

47条で許される「小冊子」に該当するか否かの判断基準として、判決は「鑑賞用として市場において取引される画集」と同程度の体裁を備えているか、を用いた。評釈者達もそれに倣って、「作品鑑賞の要求に応え得るもの」かどうか、「鑑賞用として市場で取引されている画集と同程度の鑑賞性を備え（ることによって）、複製物の鑑賞に対応する著作権者の経済的利益を実質的に害するおそれがないかどうか、で考えた。

一体鑑賞とは何なのか？ それが全然分からない。小冊子とは何かで始まった議論が、鑑賞という答で終わらせられている。これこそが、「問いに対して問いで答える」典型ではなからうか？

国語辞典によれば、鑑賞とは「芸術作品を味わい理解すること」である<sup>(6)</sup>。それは、単なる知覚・認識ではない。にもかかわらず、本件判決を妥当とする評釈者達には、美術作品の鑑賞は専ら視覚によってなされる、との思い込みがある。もちろん、視覚は鑑賞の出発点として最も重要な要素ではあろうが、「味わい理解する」ためには、それだけでは不十分である。引用に「作品の適切な解説や説明がなされると、観覧者はより深く鑑賞す

ることができる」とあるように、鑑賞には浅い・深いの度合いがある。何の知識もないままに漫然と展示された作品群を見て回った場合の理解度は、言うまでもなく浅い。他方、作品についていろいろな角度からの知識を持った上で眺めて行くと、深く理解し味わうことができる。

だとすれば、「モノクロの図版で学術的な解説を主とするものなど、鑑賞用となりえない」<sup>(7)</sup>とは言えない。極端に言えば、絵画の複製無しで解説文オンリーだったとしても鑑賞用たり得る、ということである。百歩譲って、鑑賞のためにはどうしても複製が必要としても、なぜモノクロは駄目で、カラーでなければならないのか？ 色の美しさ・配色の妙は、カラーでしか味わえないが、鑑賞はそれがすべてではない。構図・筆使い(Touch)などに関しては、モノクロでも十分鑑賞できる。それ故、画家はしばしば習作(Etude)というモノクロ作品を残すし、市販の画集でもカラー作品をモノクロで収録する例は、数え切れない。

結局、「鑑賞性」という境界不明の概念を定立した上で、それによってすべてを判断して行こうとするのが判決及びそれに賛同する人々の立場である。更に、所有者＝展示権はよいとして、それに対応させる形で著作者＝複製権と単純に割切つてよいのかどうかも、非常に疑問である。なぜなら、展示権と複製権とでは、全然その重さが違うからである。

著作権＝Copyright という言葉からも明らかなように、複製権は著作権の中心を成す。その複製権が著作者に与えられるべきは当然であるが、その強い権利の排他的・独占的行使を著作者個人に認めたのでは文化の発展を阻害するということで、かなり広範な例外が法律に定められているのである(法第2章3節5款「著作権の制限」)。

47条の「小冊子」も、著作権、より正確には複製権に対する公益的見地からの制限の一環として規定されているのに、判決にはそういう視点が完全に欠落している。それどころか所有者の展示権を、著作者が本来受けるべき経済的利益を害する例外と捉え、小冊子を「展示権の制限」という逆の文脈において解釈したのではないかとさえ疑われる。

そういう誤りを犯すことになった原因は、先程述べたように、全然重さあるいは強さの実質が違うにもかかわらず、どちらも等しく著作権の支分権であるという表面だけを見て、形式に基づく判断に終始してしまったところにある。更に、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は…これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」(12条)「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」(29条2項)との憲法の根幹に関する理解不足もあるかも知れない。

### 第3章 公共の福祉の見地からの複製権制限

言うまでもないことながら「著作物はそれを作成した著作者個人のものであると同時に、

国民共通の文化財産としての一面をも有する」<sup>(8)</sup>。著作者・所有者など権利者の経済的利益を保障しつつも、広く国民の共有財産としての利用も図ってゆかなければならないのである。それ故、美術の著作物が画家のアトリエで埃をかぶっていたり、あるいは購入者の私邸の応接間に展示されていたり、という状況は決して好ましい姿ではない。できるだけ多くの人の目を楽しませ、美的情操の涵養に資することが望ましい。そういう意味で、美術展覧会こそが国民に広く作品を公開する場として奨励されるべきであり、法もそういう方向で解釈されなければならないのである。

而るに判決は正反対の方向を取り、社会の文化的発展よりも著作者個人の財産的利益を優先させようという倒錯した姿勢を明らかにしたのである。故に、私は本判決には断固反対であり、下級審判決とは言え、これが後の裁判にいくらかでも影響を及ぼすようなことがないように、との意図の下に書いたのが本稿である。

久々湊は「美術にあっては、現在に至るまでその美的享受がもつばら原作品を通して行われ、複製物によって代替できないという特殊性を持っている」と言うが、私は芸術すべてがそうではないのか、あるいはそれ以上に、芸術とまでは言えない「美的なものすべて」がそうではないのか、とさえ思ってしまう。

例えば、音楽。今日、あらゆる演奏がCDに録音されて売られており、ラジカセで何時でも気軽に音楽を聞くことができる。しかし、もしCDと生演奏が同じなら誰も高い入場料を払ってまでコンサートに行かないであろう。

海外旅行も、同じである。今日、世界中を、我々はテレビで見ることができる。カラーで、一番よい角度から、一番よい季節・時間の映像を、手軽に得ることができる。だからと言って、海外へ出掛ける人が、いなくなったであろうか？ 逆である。テレビで見た美しい景色を求めて、ますます多くの人が海外へと出掛けて行く。

故に、第2章の引用では①原作品による鑑賞と②複製物による鑑賞とが、同列・対等のように区分されていたが、それは間違いである。鑑賞を「理解し味わう」という真の意味で用いる限り、①以外はあり得ない。鑑賞の目的は原作品であり、複製物はその手段でしかない。久々湊の言う通り、美的享受はもつばら原作品を通して行なわれるのであり、複製物によっては代替できない。それくらい「原作品と複製物の価値・価格には、本質的な、極めて大きな差がある」のである<sup>(9)</sup>。

繰り返せば、複製物は、目的たる原作品に至るための手段である。モノクロであろうとカラーであろうと、その本質に変わりはない。ただ、見る者にどれだけ「是非、原作品を見てみたい」との意欲を起こさせるか、Stimulationの度合いに違いがあるだけである。モノクロよりも、色彩の美しいカラーの複製の方が、そういう意欲をかき立てるのは、言うまでもない。解説も無いよりはあった方が、簡略よりも詳細な方が、見てみたいという意欲をかき立てる。

従って、展示作品に関して鑑賞性のある印刷物は、著作者の複製権を侵害するから不可、などという主張が如何に的外れなものであるかが分かるであろう。展覧会主催者が自由に制作できるのは、解説パンフレットなら文字が主体で、そこに掲載が許される写真はモノクロか色のぼやけたカラー。人々に観覧を呼びかけるポスターにしても、同じ。部屋の壁に貼っておきたいと思わせるようなきれいなカラーであってはならず、色をぼやかすか、あるいはできるだけ多くの文字でその画像の外見を déformer (損なう) しなければならない、と言うのである。

法律が所有者に展示権を与えているにもかかわらず、同時に著作者には、多くの人々がそれを観覧しないよう妨害する権利がある、と言わんばかりの解釈である<sup>(10)</sup>。なぜなら、多くの人々が原作品で鑑賞すれば、質的に劣る複製物によって鑑賞しようとする人がそれだけ減るのであり、複製権者即ち著作者の経済的利益を害するからである。

展示権を与えられているということは、当然その展示を観覧するよう広く宣伝・勧誘する権利を含む、と考えなければならない。それが自然な解釈である。できるだけ多くの人に見てもらえるよう、「是非見たい」という気持ちを起こさせるよう、最大限の努力をすることが当然である。大型の美しいカラーポスターが、そのためには不可欠である。「小冊子」というとつい本の形をしているものをイメージしてしまうけれども、それには限られないわけである。従って、絵はがき型の複製も、そこには含まれる。

観覧者に無料で渡すパンフが一番「小冊子」のイメージに近いけれども、法は代表的なものを記述したに過ぎないので、有料で販売する厚めの解説書であってもよい。「小」とは、展示「著作物の解説又は紹介をすることを目的とする」の意味である。即ち、掲載する作品が当該展覧会の展示作品に限られているが故に「小さい」のである。

「鑑賞性があってはならない」どころか、値段が許す限り鑑賞性を持たせる、つまり質のよい複製にすべきである。質が悪いと、観覧者が抱いている原作品の印象を損ね、鑑賞の余韻に浸るための手段として役に立たないからである。

結局、優れた芸術作品というのは、所有者のものであって所有者のものでなく、ましてや著作者のものでない。国民みんなの共有文化財産である。できるだけ多くの人々の鑑賞の機会よりも、著作者個人の金儲けを優先させるような解釈は、憲法を無視した法律解釈として論外である。かくして、所有者の行う美術著作物の展示に関しては、公共の福祉の見地から、著作者の複製権は制限を受けるわけである。最後に、その場合の所有者の「複製権」について、根拠づけをしておきたい。

#### 第4章 結論

著作権の譲渡に関して、先ず東京高裁平成元年6月20日判決の紹介から始めよう。

原告Xは、動物を得意とする日本画家で、昭和24年頃から出版社Yの依頼で「原色動物大図鑑」用の挿絵を描き始めた。そして28年から32年にかけて順次原画を引渡し、Yは32年から35年にかけて同大図鑑全4巻を出版した。

その後Xは、最初の出版から3年が経過し著作権が消滅したことを理由に、①大図鑑出版の差止め②原画の引渡し③著作権消滅後の著作権使用料の支払い、を求めて訴えた。

第一審東京地裁は、「カラー図一点1500円・モノクロ図一点400円は、当時のXの評価と制作に要する労力を考えれば決して高額とは言えず、著作権譲渡の対価と見るよりは、著作権設定の対価と見る方が自然である」と判示して、Xの請求全部を認容した。

これに対してYが、上記買い取り価格は昭和28年頃、原画の所有権及び著作権の対価として合意したもので著作権の対価ではない、と控訴したところ、第二審東京高裁は、Yの主張を認め、Xの請求を逆転棄却した<sup>(11)</sup>。その理由は、

- (1)Yが執筆依頼をした24年頃もXが原画の引渡しを終えた32年頃も、挿絵の場合、出版社は画家から所有権・著作権を買い取るのが慣行であったし、Xもそれは承知していた。
- (2)本文執筆者らに対しては、合意に基づき、発行部数に応じた印税が支払われているが、挿絵画家には支払われていない。
- (3)YがXのカラー図786点・モノクロ図322点に対して支払った金額130万7800円は、単なる著作権使用料（印税）と見るにはあまりに高額である。
- (4)32年以降58年頃までの間、Yが大図鑑を二版・三版と出版しているのをXは知りながら、著作権使用料を主張しなかった。

所有権と著作権は、「目的物を直接かつ排他的に支配する権利である」という点で類似するが、「その目的物は、所有権においては有体物であるのに反し、著作権においては無体物たる著作物である点に根本的な差異がある」<sup>(12)</sup>。即ち、有体物を包括的に支配するのが所有権であり、無体物を包括的に支配する almighty な権利が著作権である。

例えば、作家が原稿用紙1000枚の小説を書いたとすると、所有権の対象は物質としての原稿用紙1000枚である。その価値は、おおよそ5000円であろうか。それに対して、そこに書かれた作家の努力の結晶としての内容は、本の売れ行きによって大きく異なるが、数十万から数千万円の価値がある。必ず媒体として有体物を伴うものの、価値的には殆ど無視してよい位なので、原稿用紙に書かれた内容の方に注目して「無体」財産権とか「知的」所有権とか呼ばれるわけである。

本件挿絵に関して争われているのは、XとYとの間に結ばれたのは、著作権設定契約なのか、それとも著作権譲渡契約なのかである。言い換えると、Xは挿絵に対する包括的支配権を自分の元に留保したままYが大図鑑への掲載を許諾したに過ぎないのか、それとも原画の所有権と共に著作権もYに一括売り渡したのか、ということ。私は、以下の理由で



後者だと思うので、第二審に賛成する。

- (1)もし大図鑑における著作物使用料なら、解説文執筆者らと同じく、発行部数に応じた印税の支払を受けるはずなのに、Xは原画引渡し時に発行部数と関係なく一回払いで受け取っている。
- (2)Xは初版に対する著作物使用料だと考えて受け取ったのだという反論は、二版・三版と版を重ねる20年以上もの間、XがYに何も請求しなかったという事実と一致しない。
- (3)無体財産の場合、価格の大半を占めるのは著者の知的労働の成果に対してであって、前述のように有体物ないし所有権の部分は取るに足りないほど小さい。本件挿絵の価格については、第一審も認めるように、①描写には、専門的知識を要する②専門家の中でも、Xは第一人者としての評価を得ている③6年もの歳月を要した、との事情が考慮された高い金額になっている<sup>(13)</sup>。表現を変えると、Yの支払った金額は「著作権」に対する対価であったと考えられる。

ところで、芸術作品の中で、美術の著作物だけの特徴と思われる点がある。それは、媒体たる有体物と知的産物との結びつきが強く、両者が切り離せないことである。「美術の著作物の場合…媒体と著作物の関係は他の著作物より密接であり、媒体たる原作品の所有権の帰属は、言語の著作物の媒体である原稿用紙の所有権の帰属とは比べようもないほど重要である。美術の著作物の場合、原作品によらなければ真にその美術的価値を享受することができないからである」<sup>(14)</sup>。

小説だと、原稿用紙の中味を活字に組むとかコンピュータに取り込んでしまうと、もう原稿用紙は御用済みとなって著者に返却されたりするが、絵画ではそうは行かない。価格的には小さいにもかかわらず、知的産物の存在基盤として有体物が不可欠なのである。従って、小説の挿絵のように従属的な意義しかないものは別として、絵画においては通常、所有権と著作権とは運命を共にする。だからこそ、本章冒頭の第二審判決理由(1)にあるように、昔も今も出版社が画家に挿絵を依頼するときは、著作権と所有権を一緒に買い取るのが慣行になっているのである。

従って、「一般に、著作権の譲渡であるか出版権設定ないし出版許諾であるか、明らかでないときは、当事者の意思としては後者の趣旨で合意がなされたものと考えてのが相当である」と説き起こした第一審判決は、一般論としては正しいのだが美術の著作物に関しては失当であり、出発点で誤ったのである。

以上要約すれば、47条に言う「小冊子」とは、展示作品の複製写真に解説を付した書籍ないしパンフレットのみならず、展覧会を人々に宣伝するための大型ポスター、原作品鑑賞の感動を記憶にとどめるための絵はがきまで、45条で所有者に認められた「展示権」

に当然付随する権限として、絵画の所有者は制作・販売することができる。

頭の中で何を考えようと自由だが、一定の表現は取締まるという場合、思想の自由は存在しない。言い換えると、「思想の自由」は、当然のこととして「表現の自由」を伴わなければ、意味がない。それと同様、展示権は認めるけれども、人々を「見に行きたいな」と動機づけるようなポスター、「観覧した記念に保存しておきたい」と思わせるような印刷物は作ってはならない、とする解釈は、実質、所有者の「展示権」を否定しており、法の趣旨に反している。

従って、展示物に限ってという条件を充たせば、どのような形のものかを問わず、所有者は「鑑賞性のある」複製を作ってもよい。その法的根拠は、美術の著作物では通常、所有権と共に著作権も譲渡されるからである<sup>(15)</sup>。

有名な画家になればなるほど、その作品には法外な値段が付く。自宅に飾るのを主とし、時たま要請に応じて展覧会に貸し出すだけの権利の対価にしては、あまりに高すぎる。複製を作って販売し、いくらかでも元手を回収する、くらいの経済的利益を伴わせなければ、絵画の所有権は「財産権」として不合理である。

買った値段と同じかそれより高い値段で、欲しいという人に転売できれば財産権として十分ではないか、との反論もあり得ようが、絵画を、常人には理解できない一部お金持ちの趣味の世界にしまってはならない。美術界の健全な発展のためには、合理的な経済秩序の中へ組み込むことこそが肝要なのである。

## 註

- (1) 美術著作物の「展示をする権限は、原作品の所有者にあり、著作者の許諾を要しない。(25条は著作者の) 展示権を規定しているが、著作者がその所有権を移転したときは、(所有者の展示権) によって空洞化している」久々湊伸一「著作権法47条所定の美術展における小冊子の意義」ジュリスト957号(平成元年度重要判例解説)255頁第2段。
- (2) 玉井克也「著作権法47条にいう『小冊子』の意義」ジュリスト1014号(平成4年12月15日)[以後、玉井と略す]144-5頁。
- (3) 井上由里子「『小冊子』の意義—レオナルド・フジタ展カタログ事件」別冊ジュリスト128号(著作権判例百選第二版)162-3頁。
- (4) 玉井、145頁第1-3段。
- (5) 井上、前掲163頁第1-3段。
- (6) 松村明編「大辞林」(三省堂、昭和63年)547頁。
- (7) 玉井、145頁第3段。鑑賞性に関し「是非とも判断要素の一つに加えるべきは、複製部分がカラーであるか、モノクロームであるか、そして印刷の精巧さの有無で」ある—渋谷達紀「著作権法47条所定の小冊子の意義」判例時報1337号195頁第2段。
- (8) 半田正夫、著作権法概説[第5版](平成2年、一粒社)154頁。

- (9) 久々湊、前掲255頁第1段。
- (10) 実際本件では、Yが「礼を尽くして丁重に」営利目的ではなく日仏文化交流の一環であることを説明し印刷物の発行の許諾を求めたにもかかわらず、Xは理由を示すことなく拒絶したのであった。参照、玉井、146頁第2段。
- (11) 東京高裁判決平成元年6月20日一判例時報1321号154-6頁。最高裁もXの上告を却下し、高裁判決を維持している。
- (12) 半田、前掲10頁。
- (13) 東京地裁判決昭和62年1月30日一判例時報1220号130頁第3段。
- (14) 佐藤恵太「図鑑の図版を作成した画家と出版社の間の契約の解釈」ジュリスト956号（平成2年6月1日）115-6頁。
- (15) 私の解釈によって初めて、法がなぜ45・47条で美術の著作物だけにに関する特則（例外規定）を置いたのか、説明がつく。